

議案第88号

伊丹市高齢者憩のセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により伊丹市高齢者憩のセンターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 伊丹市口酒井1丁目3番39号

名 称 伊丹市高齢者憩のセンター管理運営委員会

代表者 会長 鈴屋 重明

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

伊丹市長 中田 慎也

(参考)

団体の概要

1 設立日

平成27年7月1日

2 構成員数

会長1名、副会長1名、会計1名、管理人1名、監事2名

3 目的

伊丹市高齢者憩のセンターの効率的かつ効果的な管理運営を通して、伊丹市高齢者憩のセンターの設置目的を達成するとともに、高齢者のコミュニティの促進に資すること。

4 業務

- (1) 開館時間の変更に関すること。
- (2) 休館日の変更等に関すること。
- (3) 利用者に対する原状回復に係る指示に関すること。
- (4) 施設の供用に関すること。
- (5) 建物等の維持管理に関すること。